

公 示

公 示 第 4 号

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準」（平成15年3月31日付け公示第8号）の一部を次のとおり改正したので公示する。

令和8年10月1日

東北運輸局秋田運輸支局長 唐牛 俊明



「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準」（平成15年3月31日付け公示第8号）を別紙新旧対照表のとおり改正する。

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準」新旧対照表

新	旧
公 示 第 8 号 平成15年3月31日 改正 平成18年9月21日 改正 平成19年12月27日 <u>改正 令和 8年10月 1日</u> 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反<u>行為</u>に対する行政処分基準 道路運送法（以下「法」という。）又は貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）違反について、法<u>第</u>81条第1項の規定に基づく、自動車の使用禁止等の行政処分を行なう場合の基準は、次のとおりとする。 1. 行政処分の種類は、自動車の使用制限又は使用禁止とする。 2. <u>初違反、再違反及び再々違反</u>に対しては、原則として 別表に定める<u>行政処分</u>を行なうものとする。 また、4回以上の<u>累違反</u>に対しても<u>再々違反</u>の処分値を適用するものとする。 この場合、<u>再違反及び再々違反並びに累違反</u>とは、<u>初違反</u>に対する<u>行政処分</u>の日から起算して3年以内に同一条項に違反したものをいう。 3. 行政処分は、ひん度にかかわらず一違反一処分とする。 また、特に事情がある場合には軽減することができる。なお、特に事情がある場合とは、違反の内容が偶発的と認められる場合とする。	公 示 第 8 号 平成15年3月31日 改正 平成18年9月21日 改正 平成19年12月27日 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反に対する行政処分基準 道路運送法（以下「法」という。）又は貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）違反について、法81条第1項の規定に基づく、自動車の使用禁止等の行政処分を行なう場合の基準は、次のとおりとする。 1. 行政処分<u>等</u>の種類は、自動車の使用制限又は使用禁止とする。 2. <u>初犯、再犯及び再々犯</u>に対しては、原則として別表に定める<u>処分等</u>を行なうものとする。 また、4回以上の<u>累犯</u>に対しても<u>原則として再々犯</u>の処分値を適用するものとする。 この場合、<u>再犯及び累犯</u>とは、<u>初犯</u>に対する<u>処分等</u>の日から起算して3年以内に同一条項に違反したものをいう。 3. 行政処分<u>等</u>は、ひん度にかかわらず一違反一処分とする<u>が、社会的影響の大きな事故を引き起こした場合等、必要と認められるときは、処分値を加重することができる</u>。また、特に事情がある場合には軽減することができる。 なお、特に事情がある場合とは、違反の内容が偶発的と認められる場合とする。

4. 自動車の使用を禁止する場合には、法第81条第2項で準用する法第41条第1項の規定に基づき、当該自動車の自動車検査証の返納を命ずるとともに、当該自動車の自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を受けるべきことを命ずるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。

附 則

1. この基準は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

1. この基準は、平成20年1月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年12月31日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

1. この基準は、令和8年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

4. 自動車の使用を禁止する場合には、法81条第3項で準用する法第41条第1項の規定に基づき、当該自動車の自動車検査証の返納を命ずるとともに、当該自動車の自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ずるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。

附 則

1. この基準は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

1. この基準は、平成20年1月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年12月31日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

別 表
処 分 基 準

適 用 条 項	初 違 反	再 違 反	再々違反
法第4条第1項 法第43条第1項 事業法第3条 事業法第35条第1項 事業法第36条第1項	<u>120日</u> に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	<u>180日</u> に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	180日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止
法第78条	<u>80日</u> に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	<u>180日</u> に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	<u>180日</u> に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止
法第80条第1項	40日に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	80日に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	120日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止

別 表
処 分 基 準

適 用 条 項	初 犯	再 犯	再々犯
法4条第1項 法第43条第1項 事業法第3条第1項 事業法第35条第1項 事業法第36条第1項	<u>60日</u> に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	<u>120日</u> に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	180日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止
法第78条 法第80条第1項	<u>40日</u> に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	<u>80日</u> に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	<u>120日</u> に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止

公 示 第 8 号

平成15年3月31日

改正 平成18年9月21日

改正 平成19年12月27日

改正 令和 8年10月 1日

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車
運送事業法違反行為に対する行政処分基準

道路運送法（以下「法」という。）又は貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）違反について、法第81条第1項の規定に基づく、自動車の使用禁止等の行政処分を行なう場合の基準は、次のとおりとする。

1. 行政処分の種類は、自動車の使用制限又は使用禁止とする。
2. 初違反、再違反及び再々違反に対しては、原則として別表に定める行政処分を行なうものとする。
また、4回以上の累違反に対しても再々違反の処分値を適用するものとする。
この場合、再違反及び再々違反並びに累違反とは、初違反に対する行政処分の日から起算して3年以内に同一条項に違反したものをいう。
3. 行政処分は、ひん度にかかわらず一違反一処分とする。
また、特に事情がある場合には軽減することができる。なお、特に事情がある場合とは、違反の内容が偶発的と認められる場合とする。
4. 自動車の使用を禁止する場合には、法第81条第2項で準用する法第41条第1項の規定に基づき、当該自動車の自動車検査証の返納を命ずるとともに、当該自動車の自動車登録番号標（軽自動車にあつては、車両番号標）の領置を受けるべきことを命ずるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。

附 則

1. この基準は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

- 1. この基準は、平成20年1月1日以降の違反行為から適用する。
- 2. 平成19年12月31日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

- 1. この基準は、令和8年10月1日以降の違反行為から適用する。
- 2. 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

別 表

処 分 基 準

適 用 条 項	初 違 反	再 違 反	再々違反
法4条第1項 法第43条第1項 事業法第3条 事業法第35条第1項 事業法第36条第1項	120日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	180日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	180日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止
法第78条	80日に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	180日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止	180日に違反車両 数を乗じた日車数で 使用制限又は使用禁 止
法第80条第1項	40日に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	80日に違反車両数 を乗じた日車数で使 用制限又は使用禁止	120日に違反車 数を乗じた日車数 使用制限又は使用 止